

議案第 2 号

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 28 日 提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 45 号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

富津市中小企業資金融資条例（平成17年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第29項第1号及び第3号」を「第2条第31項第1号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。